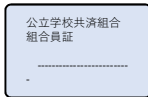


お手元の健康保険証が 利用できなくなります

今後はマイナ保険証または資格確認書をご利用ください

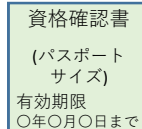
令和7年12月1日まで(いずれも利用可)



健康保険証
(組合員証・被扶養者証)



マイナ保険証



資格確認書 ※1

令和7年12月2日以降

マイナ保険証を
持っている



引き続き
ご利用ください

マイナ保険証を
持っていない



資格確認書
(パスポート
サイズ)
有効期限
〇年〇月〇日まで

※1
資格確認書
をご利用ください

※1 資格確認書とは従来の健康保険証(組合員証等)の代わりとなる紙のカードのこと。



マイナ保険証も資格確認書も持っていない！

マイナ保険証をお持ちでない組合員及び被扶養者の資格
確認書を令和7年10月末以降各所属所へ送付します。



手元の保険証（組合員証等）はどうすればいい？

令和7年12月2日以降各自で処分してください。
ただし、令和7年12月1までに退職等により当支部を
脱退される場合は所属所を経由して返却が必要です。



資格確認書は誰でも発行してもらえるの？

当支部加入時や紛失時などに交付しますが、その対象者
がマイナ保険証を持っていなかったり、マイナ保険証が
有効期限切れ中などの場合に限ります。
(念のため資格確認書も欲しい！ということはありません。)

